

令和 3 年

第 1 回 定例 教育 委員会

我孫子市教育委員会

令和3年第1回定例教育委員会日程

日 時 令和3年1月27日（水） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
村松 弘康

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定
について (教育研究所)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて 1

議案第 1 号

我孫子市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市教育支援委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 月 2 7 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会の組織見直しに伴い、我孫子市教育支援委員会委員の構成及び人数を改正するとともに条文を整備するため提案するものです。

我孫子市教育支援委員会条例の一部を改正する条例

我孫子市教育支援委員会条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>委員12人以内</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、<u>次に掲げる者のうちから</u>教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>医師代表</u></p> <p>(2) <u>小学校及び中学校の教育職員</u></p> <p>(3) <u>児童相談所職員</u></p> <p>(4) <u>特別支援学校等職員</u></p> <p>(5) <u>福祉関係職員</u></p> <p>(6) <u>教育委員会事務局職員</u></p> <p>(会議)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数の委員をもつて</u>組織する。</p> <p>(1) <u>医師代表 3人</u></p> <p>(2) <u>小、中学校長代表 2人</u></p> <p>(3) <u>保健主事代表 1人</u></p> <p>(4) <u>特別支援学級担任代表 2人</u></p> <p>(5) <u>児童相談所職員 1人</u></p> <p>(6) <u>特別支援学校等職員 2人</u></p> <p>(7) <u>福祉関係職員 1人</u></p> <p>(8) <u>教育委員会事務局職員 2人</u></p> <p>2 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(会議)</p>

第 6 条 略

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。この場合において、第 3 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる委員の数が出席した委員の半数を超えていなければならない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の専門的知識を有する者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 6 条 略

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、我孫子市教育支援委員会の委員である者については、同日をもって解嘱され、又は解任されたものとみなす。